

事務連絡  
令和8年1月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡  
令和8年1月30日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和8年3月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙 1 )

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき) )

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯	139 点
ロ 小臼歯・前歯	86 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点

(2) その他の場合

イ 大臼歯	33 点
ロ 小臼歯・前歯	21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ロ ガラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III

2 仮着 (1 歯につき)

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ロ ガラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

M009 充填（1窓洞につき）

1	歯科充填用材料 I	
(1)	複合レジン系	
イ	単純なもの	11 点
ロ	複雑なもの	29 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	
a	単純なもの	8 点
b	複雑なもの	21 点
ロ	自動練和型	
a	単純なもの	9 点
b	複雑なもの	23 点
2	歯科充填用材料 II	
(1)	複合レジン系	
イ	単純なもの	4 点
ロ	複雑なもの	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	
a	単純なもの	3 点
b	複雑なもの	8 点
ロ	自動練和型	
a	単純なもの	6 点
b	複雑なもの	17 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1	14カラット金合金	
(1)	インレー	
	複雑なもの	2,562 点
(2)	4分の3冠	3,201 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	574 点
b	複雑なもの	1,062 点
ロ	5分の4冠	1,337 点
ハ	全部金属冠	1,682 点
(2)	小白歯・前歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	391 点
b	複雑なもの	778 点
ロ	4分の3冠	961 点
ハ	5分の4冠	961 点
ニ	全部金属冠	1,204 点
3	銀合金	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	

a	単純なもの	36 点
b	複雑なもの	62 点
ロ	5分の4冠	80 点
ハ	全部金属冠	99 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	22 点
b	複雑なもの	46 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	57 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	57 点
ニ	全部金属冠	72 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	961 点
(2)	小臼歯	961 点
(3)	大臼歯	1,337 点
2	銀合金	
(1)	前歯	57 点
(2)	小臼歯	57 点
(3)	大臼歯	80 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大臼歯	574 点
ロ	小臼歯・前歯	391 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	36 点
ロ	小臼歯・前歯	22 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	1,500 点
2	銀合金を用いた場合	159 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（IV） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（I） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（II） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（III） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（III）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（V） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（I） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（II） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（III） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（III）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき） 29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,936点

ロ 小臼歯 1,459点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 76点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 1,164点

ロ 小臼歯 1,459点

ハ 大臼歯 1,936点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 97点

ロ 小臼歯 97点

ハ 大臼歯 97点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき） 1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯 (1床につき)	
(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯 (1顎につき)	10点
3	3次元プリント有床義歯	
(1)	3次元プリント有床義歯歯冠部用材料 (1歯につき)	6点
(2)	3次元プリント有床義歯義歯床用材料 (1顎につき)	203点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯 (1床につき)	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯 (1床につき)	37点
M020	鋳造鉤 (1個につき)	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	3,055点
	ロ 犬歯・小白歯	2,486点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	
	イ 大臼歯	2,486点
	ロ 犬歯・小白歯	1,909点
	ハ 前歯 (切歯)	1,470点
2	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,548点
	ロ 犬歯・小白歯	1,211点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	
	イ 大臼歯	1,063点
	ロ 犬歯・小白歯	924点
	ハ 前歯 (切歯)	857点
3	鋳造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤 (1個につき)	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	1,438点
(2)	二腕鉤 (レストつき)	1,111点
M021-2	コンビネーション鉤 (1個につき)	
1	鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	429点
(2)	犬歯・小白歯	462点
(3)	大臼歯	531点
2	鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30点
(2)	犬歯・小白歯	30点
(3)	大臼歯	30点

M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）

1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	
(根面板の保険医療材料料（1歯につき）)	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	1,062 点
ロ 小臼歯・前歯	778 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	62 点
ロ 小臼歯・前歯	46 点
(キーパー)	
1個につき	233 点

M023 バー（1個につき）

1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2,482 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	
	30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顆につき）

1 シリコーン系	166 点
2 アクリル系	99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

(令和6年3月5日保医発0305第10号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分 のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>139</u> 点 ロ 小臼歯・前歯 <u>86</u> 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,562</u> 点 (2) 4分の3冠 <u>3,201</u> 点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>574</u> 点 b 複雑なもの <u>1,062</u> 点	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分 のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>110</u> 点 ロ 小臼歯・前歯 <u>68</u> 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>2,129</u> 点 (2) 4分の3冠 <u>2,660</u> 点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>457</u> 点 b 複雑なもの <u>845</u> 点

口 5分の4冠	<u>1,337</u> 点	口 5分の4冠	<u>1,063</u> 点
ハ 全部金属冠	<u>1,682</u> 点	ハ 全部金属冠	<u>1,338</u> 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>391</u> 点	a 単純なもの	<u>311</u> 点
b 複雑なもの	<u>778</u> 点	b 複雑なもの	<u>619</u> 点
口 4分の3冠	<u>961</u> 点	口 4分の3冠	<u>764</u> 点
ハ 5分の4冠	<u>961</u> 点	ハ 5分の4冠	<u>764</u> 点
ニ 全部金属冠	<u>1,204</u> 点	ニ 全部金属冠	<u>958</u> 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>36</u> 点	a 単純なもの	<u>29</u> 点
b 複雑なもの	<u>62</u> 点	b 複雑なもの	<u>50</u> 点
口 5分の4冠	<u>80</u> 点	口 5分の4冠	<u>65</u> 点
ハ 全部金属冠	<u>99</u> 点	ハ 全部金属冠	<u>80</u> 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>22</u> 点	a 単純なもの	<u>18</u> 点
b 複雑なもの	<u>46</u> 点	b 複雑なもの	<u>37</u> 点
口 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>57</u> 点	口 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>46</u> 点
ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>57</u> 点	ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>46</u> 点
ニ 全部金属冠	<u>72</u> 点	ニ 全部金属冠	<u>59</u> 点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>961</u> 点	(1) 前歯	<u>764</u> 点
(2) 小臼歯	<u>961</u> 点	(2) 小臼歯	<u>764</u> 点
(3) 大臼歯	<u>1,337</u> 点	(3) 大臼歯	<u>1,063</u> 点

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>57</u> 点	(1) 前歯	<u>46</u> 点
(2) 小臼歯	<u>57</u> 点	(2) 小臼歯	<u>46</u> 点
(3) 大臼歯	<u>80</u> 点	(3) 大臼歯	<u>65</u> 点
M010-4 根面被覆 (1歯につき)		M010-4 根面被覆 (1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>574</u> 点	イ 大臼歯	<u>457</u> 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>391</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	<u>311</u> 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>36</u> 点	イ 大臼歯	<u>29</u> 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>22</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	<u>18</u> 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,500</u> 点	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,193</u> 点
2 銀合金を用いた場合	<u>159</u> 点	2 銀合金を用いた場合	<u>129</u> 点
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1歯につき)		M017 ポンティック (1歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,936</u> 点	イ 大臼歯	<u>1,541</u> 点
ロ 小臼歯	<u>1,459</u> 点	ロ 小臼歯	<u>1,160</u> 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>76</u> 点	大臼歯・小臼歯	<u>63</u> 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>1,164</u> 点	イ 前歯	<u>926</u> 点
ロ 小臼歯	<u>1,459</u> 点	ロ 小臼歯	<u>1,160</u> 点
ハ 大臼歯	<u>1,936</u> 点	ハ 大臼歯	<u>1,541</u> 点

(2) 銀合金を用いた場合			(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯		97 点	イ 前歯	80 点
ロ 小臼歯		97 点	ロ 小臼歯	80 点
ハ 大臼歯		97 点	ハ 大臼歯	80 点
M017-2 (略)			M017-2 (略)	
M018 (略)			M018 (略)	
M019 (略)			M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1個につき)			M020 鋳造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金			1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤			(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯		3,055 点	イ 大・小臼歯	2,493 点
ロ 犬歯・小臼歯		2,486 点	ロ 犬歯・小臼歯	2,028 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)			(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯		2,486 点	イ 大臼歯	2,028 点
ロ 犬歯・小臼歯		1,909 点	ロ 犬歯・小臼歯	1,557 点
ハ 前歯 (切歯)		1,470 点	ハ 前歯 (切歯)	1,199 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)			2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤			(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯		1,548 点	イ 大・小臼歯	1,232 点
ロ 犬歯・小臼歯		1,211 点	ロ 犬歯・小臼歯	963 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)			(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯		1,063 点	イ 大臼歯	846 点
ロ 犬歯・小臼歯		924 点	ロ 犬歯・小臼歯	735 点
ハ 前歯 (切歯)		857 点	ハ 前歯 (切歯)	682 点
3 (略)			3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)			M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)			1 (略)	
2 14カラット金合金			2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		1,438 点	(1) 双子鉤	1,175 点

(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>1,111</u> 点	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>908</u> 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 錄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 錄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>429</u> 点	(1) 前歯	<u>341</u> 点
(2) 犬歯・小白歯	<u>462</u> 点	(2) 犬歯・小白歯	<u>368</u> 点
(3) 大臼歯	<u>531</u> 点	(3) 大臼歯	<u>423</u> 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき))		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,062</u> 点	イ 大臼歯	<u>845</u> 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>778</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	<u>619</u> 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>62</u> 点	イ 大臼歯	<u>50</u> 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>46</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	<u>37</u> 点
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 錄造バー		1 錄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>2,482</u> 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,975</u> 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	